26春闘要求案③
【17-03中央委員会議案】

JLUニュース
No 1053（17－28）
航空連 日本航空ユニオン
中央執行委員会
2026年 1月 26日
Tel：03-5756-8690 URL http://www.jlu.co.jp e-mail honbu@jlu.co.jp

福利厚生のLT制度、グループ関連の要求

2026 春闘要求案その③は、福利厚生やグループ関連の要求です。根拠を強化し引き続き訴えます。

要求（案）項目	現行・根拠等

先行回答！

4 月 1 日より ST 制度が刷新「LT（レジャートラベル）制度」に

目的：破綻後に EF 制度が廃止され、復活時には世間からの厳しい批判を受けたため、福利厚生ではなく「研修の一環」として位置づけざるを得なかった。今回の刷新により、ようやく正々堂々と社員の幸福のための制度として位置づけ直すことができるようになった。故郷に帰ったり、国内中いろいろ旅して、いいところを見つけて、社外の人にそれを宣伝したりして、たくさんお客さんに乗ってもらう。そういう循環を作りたい。

概要：・ST00、ST90、ST50 の 3 種類から、LT00（無償：課税対象）と LTZL（有償 :ZED L 運賃 ST90 より安価）の 2 種類への変更。
・付与点数の持越しはしない。
・ST50 が廃止になるがファミリークーポンは予約可能。点数増。
・別居特任 ST は別居特任 LT に。ただいま制度改定検討中。

ST から LT へ 主な変更点

	スタッフトラベル		レジャートラベル	
目的	教育研修		福利厚生	
付与点数	ST00	16	LT00	100
	ST90	96	LTZL	100
	ST50	48	廃止	
ファミリークーポン	LG50	20	LG50	50

6. LT 制度に関する要求

① LT00/LTZL の予約可能時間を 24 時間前とすること。

・春闘前に、これまでの私たちの要求に応え、「教育研修」の意味合いだった ST 制度から「福利厚生」の LT 制度へと改善されました。無償券の大幅増点や、ST90 が ZED 料金となることで負担軽減が実現しています。不足している部分については引き続き要求していきます。

・LT 制度に移行しても、搭乗日の当日 0 時に予約・発券する現状は変わっていません。My ID Travel による他社便利用の場合はより早く予約可能なケースもあります。スカイメイトや当日シニア割引のお客様に合わせた設定となっていますが、利便性向上のため、予約可能時間の前倒しを含めた改善を求めます。

② LTZL の一部を一般旅客と同枠での事前予約を可能とすること。

・これまでも ST 制度の事前予約を求めてきました。制度が改定されても LT00/LTZL の予約は当日ベースのままです。わずかながらも会社の収入につながる LTZL の一部だけでも予約枠を設けることで、より利用しやすさが向上します。

③ クラス J に空席がある場合、差額を支払うことで有償での利用を認めること。

・ST 制度は普通席の利用が前提となっていますが、普通席が満席で乗れず、クラス J が空席のまま運航されるケースがあります。差額を支払うことでクラス J が利用できれば、LT 利用者の利便性向上に加え、収入増にも寄与します。

④適用範囲を 2 親等まで広げ、子供の搭乗資格年齢制限をなくすこと。

・LT 制度では、2 親等および 24 歳以上の子どもが対象外となっています。一方、ファミリークーポンはより広い適用範囲を持つことから、LT 制度の適用範囲拡大と合わせて、ファミリークーポンの改善も引き続き求めます。

⑤ ファミリークーポンの運賃を 8 割引にすること。

7. 職員・家族の健康に関する要求

①人間ドック・脳ドック受診時に補助を行うこと。

・人間ドックは病気の早期発見や早期治療に効果があるため健診とは別に受けたいという要望もあります。組合員の高齢化もあって最近は脳ドックにも関心が高まっています。昨年夏からスマート脳ドックのキャンペーンを実施していますが、会社が補助しているわけではありません。今後は会社が補助を行い、恒常的な制度とすることを求めます。

②インフルエンザワクチンの接種費用は家族を含めて全額補助すること。

③整備現業の定期（特殊・再検査含む）健康診断については、診断日を設け、検診後の整備業務は配慮する事。

・整備現業では健康診断を、早朝の勤務後受診します。限られた水分だけで通常作業をこなし、空腹のまま胃部レントゲンを受診するのは非常に厳しいことです。受診後も普通に整備作業するのは集中力を欠き安全に影響しかねません。健康診断の日を設けて検診後も作業配慮される運用を要求します。

④健康診断のオプション項目（腹部エコー、前立腺マーカー、眼底検査）を無料とすること。

・健康診断のオプション項目も価格を下げているとはいえ、まだ有料です。無料化することで躊躇なく受診できるように改善を求めます。

8. 組合活動に関する要求

①2010,10,1 提案の労働協約に定める「就業時間中の組合活動」(第5条～7 条)を認めること。
②第5条(7)「組合側における調査研究を行うとき」の組合活動は、中央執行委員、特別中央執行委員を対象に、週3回以内、合計 15 時間以内を認めること。
③現行提示内容に基づき、中央委員会前後の夜勤の1日離席を認めること。
④夜勤前後に会合等が重なった場合は勤務変更等の配慮を行うこと。

・組合活動の要求については、活発な組合活動を行う上で重要な要求です。今は現行の条件で出来る範囲の活動になっていますが組合活動の権利を拡大することで、様々な課題解決に向けて取り組めます。
・2019 年から経営協議会前後の夜勤について勤務配慮を要求してきました。昨年 11 月の経協ではS勤後の出席者のみ配慮がありましたが、実際には活用できませんでした。他労組は一日組合活動で職場から離れているため、JLU も、執行委員全員が出席し経営の考えを聞ける体制にすることを求めていきます。

9. その他の要求

①日本航空として JAL エンジニアリングを吸収合併すること
②JAL グループ労組連絡会統一要求に対し文書にて回答を行い、交渉の場を持つこと。

※日航労連統一要求案は若干の変更も考えられます。変更があった場合は中央委員会に追加提案します。

Ⅱ. JALEC に対する要求

1. 同一労働・同一賃金の原則に基づき、JALI格差をなくすため労働条件を引き上げること。
2. 支店での資格拡張も可能とすること。
3. メーデー(5/1)を休日にすること。

＊これ以外の安全、勤務要求(子の看護休暇を小学校卒業までする要求、SV4 日も含む)は、JALIと共通する内容のものについて、同じ要求を JALEC にも提出します。

・政府は「働き方改革」のなかで同一労働同一賃金の実現を目指しています。同じ仕事をしても、雇用形態や親会社・子会社で労働条件が異なることは、同一労働同一賃金の原則に反するものです。昨年の賃金改定により賃金格差を無くしているなら JALI に吸収することでシンプルな組織になり、生産性も上がります。
・転勤は5年という決まりを作っていますが「地方に5年行っている間に羽田・成田に残っている同期が2機種目、3機種目の拡張している」と不満が出ています。今はオンラインで教育もできます。地方基地からでも資格を拡張できる仕組みを求めています。
・JALI では、5 月 1 日はメーデー(労働者の祭典)として休日となっています。JALEC では休日となっていないため要求します。

Ⅲ. JAL グループ労組連絡会統一要求 ＊グループ労組連絡会の統一要求は第一回団交で日本航空人財戦略部に届けます。

1. 2026年度の一時金は、夏と年末の合計で6ヵ月以上支払うこと
2. グループ各社および JAL ブランドパートナー各社が安全とサービス、雇用と労働条件を守りながら健全な事業運営が行えるよう、契約の改善と業務の安定的な供給を行うこと。
3. JAL グループで働く全社員の基本給について、25 歳で時給換算 1,700 円を下回らない賃金とし、賃金体系を引上げること。時給社員の場合は、時給 1,700 円以上とすること。
4. 定年後再雇用者の待遇改善を行うこと。
5. 安全について
(1) 123 便事故後に出された最高経営会議方針の根幹である「絶対安全の確立」の原点に戻った経営施策を行うこと。
(2) 安全アドバイザリーグループの提言書の精神であり、社内検証委員会報告書にも記載のある、管理強化のみに頼らず自由に何でも言える風通しのよい職場づくりに努めること。
(3) 安全運航の堅持を大前提に、必要な費用は削減せず、人財確保を含めた安全への投資は継続すること。
(4) 安全とサービス向上、「命を守ること(安全憲章)」の観点から、必要な人員配置(人員増)と人材の育成を図ること。
(5) 将来的な需要増加や安全確保のため、各施設の点検・評価を定期的に行い、老朽化や手狭な施設については速やかに改善を進めること。
6. 各職場の控室・更衣室スペースの拡大や、食環境、風呂、休憩室の充実など、労働環境の改善を行うこと。
7. JAL グループ社員が仕事と介護・子育てを両立させることができる環境を整備すること。
8. 車両・器材について
(1) 安全・品質と定時運航を維持できる体制を確立するため、車両・器材を増配備すること。また、環境に配慮した器材導入を加速させること。
(2) 配備された車両器材が常に使用できるよう、修理・保守点検整備については迅速に行うこと。
(3) 車両器材を更新するにあたっては、使用する現場の声を十分尊重すること。特に、重量コンテナ搭載時に回転しなくなるドーリーについては早急に更新すること。
9. 教育訓練等は計画人員に反映させ就業時間内に行うこと。
10. 貸与品について
(1) 制服・作業服については、すべて会社負担にてクリーニングを行うこと。
(2) 旅客系の制靴を制服の対象として貸与すること。
(3) 作業用被服または制服について、使用する現場の声を尊重し、より機能的な仕様に改善すること。
10. LT 制度について
(1) LT00/LTZL の予約可能時間を 24 時間前とすること。
(2) LTZL の一部を一般旅客と同枠での事前予約を可能とすること。
(3) クラスJに空席がある場合、差額を支払うことで有償での利用を認めること。
(4) ファミリークーポンの運賃を8割引にすること。
(5) JGS グループで働く全ての社員ならびに、JAL ブランドパートナー各社で働く社員に LT 制度を適用させること。